

健水発第0408002号
平成20年4月8日

各都道府県・政令市・特別区水道行政担当部（局）長 殿

厚生労働省健康局水道課長

水道施設の耐震化の計画的実施について

日頃から水道行政の推進につきましては種々ご配慮賜り感謝申し上げます。

さて、今般、水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令（平成20年厚生労働省令第60号。以下「改正省令」という。）が平成20年3月28日に公布され、水道施設が備えるべき耐震性能が明確化されたこと等を踏まえ、現に設置されている水道施設等についても適切な耐震性能を備えるよう計画的に整備することが望ましいことから、下記事項について貴管下の水道事業者、水道用水供給事業者及び専用水道設置者に対する周知指導及び取り組み方、よろしくご配慮願います。なお、厚生労働大臣認可水道事業者及び厚生労働大臣認可水道用水供給事業者宛てに別途同様の通知を送付していることを申し添えます。

記

1. 現に設置されている水道施設の耐震化

- (1) 改正省令の施行の際に現に設置され、又は設置の工事が行われている水道施設（以下「既存施設」という。）であって、改正省令による改正後の水道施設の技術的基準を定める省令（以下「改正後の省令」という。）第1条第7号イ及びロに規定する基準に適合しないものについては、当該施設の大規模の改造のときまではこの規定を適用しないとされているが、既存施設についても、地震が発生した場合に被害の発生を抑制し、影響を小さくすることが重要であることから、できるだけ速やかにこれらの規定に適合させることが望ましい。他方、既存施設の耐震化は、水道水の供給に支障を与えない対策を講じて実施する必要がある、工期が長期間に及ぶものも多い。このため、水道事業者等においては、速やかに既存施設の耐震診断等を行い、その耐震性能を把握し、早期に耐震化計画を策定した上で、計画的に耐震化を進めるよう努められたい。

(2) 既存施設の耐震化にあたっては、以下に示す事項を踏まえつつ、重要度、緊急度の高い対策から順次計画的に実施されたい。

ア 破損した場合に重大な二次被害を生ずるおそれが高い水道施設や破損した場合に影響範囲が大きく応急給水で対応できないような水道施設については、優先的に耐震化を図る。

イ 耐震性能が特に低い石綿セメント管については、順次耐用年数に達しつつあること、経年劣化に伴い漏水事故の発生も多数みられることなどから、基幹管路（導水管、送水管及び配水本管をいう。以下同じ。）として布設されているものを中心にできるだけ早期に適切な耐震性能を有する管種、継手への転換を進めるとともに、今後遅くとも概ね10年以内に転換を完了するよう努める。さらに、基幹管路として布設されている鑄鉄管及び塩化ビニル管（TS継手）についても、老朽化の進行度を踏まえつつ、遅滞なく適切な耐震性能を有する管種、継手への転換を進める。

ウ 災害時に重要な拠点となる病院、診療所、介護や援助が必要な災害時要援護者の避難拠点など、人命の安全確保を図るために給水優先度が特に高いものとして地域防災計画等へ位置付けられている施設へ配水する管路については、優先的に耐震化を進める。その際、災害時においても給水を確保するため、基幹管路に該当しない管路についても、より高い耐震性能を有する管種、継手を採用することが望ましい。

(3) 各水道においてそれぞれ最も優先して耐震化を図るべき水道施設については、平成25年度を目途に耐震化を完了できるよう、耐震化計画の中で事業の実施計画を明らかにし、確実な実施に努められたい。

(4) 水道事業者等がそれぞれの水道の状況に応じて計画的に耐震化施策を推進する上で活用できるよう、「水道の耐震化計画等策定指針」（厚生労働省健康局水道課ホームページに掲載：<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/hourei/suidouhou/index.html>）を取りまとめているので、参考にされたい。同指針は、従前の「水道の耐震化計画策定指針（案）」の公表から10年以上が経過し、その間の地震等災害での水道施設の被害を踏まえ、内容の充実を図ったものである。

(5) 既設管路の耐震性能の評価や布設する管路の管種、継手の選定にあたっては、「管路の耐震化に関する検討会報告書」（厚生労働省健康局水道課ホームページに掲載：<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/hourei/suidouhou/index.html>）において、代表的な管種、継手について、過去の地震における被害データ等をもとに耐震性能への適合性の整理を行っているので、参考とされるとともに、各水道事業者等において地質分布・断層の有無を的確に把握するなど地盤条件について十分検討した上で判断されたい。

2. 水道の利用者に対する情報の提供

水道施設の耐震化のために必要な投資を行っていく上で、水道の利用者の理解を得る

ことが不可欠であることから、水道事業者等は水道の利用者に対し、水道施設の耐震性能や耐震化に関する取り組みの状況、断水発生時の応急給水体制などについて定期的に情報を提供するよう努められたい。